

No	項目	質問事項	回答	初回回答日	回答者
1	出荷者登録	今後も本日のような説明会を開催するか。	本日(R6.12.9)のほか、川内地区(12.10)、浅田地区(12.11)、倉石地区(12.12)で開催する。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
2		今後も説明会を開催する予定はあるか。	同様の出荷者募集説明会は、要望に応じて開催を検討する。 また、それとは別に出荷登録いただいた方を対象に、運営に関する具体協議を行う場を設定していく。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
3		説明会に参加していなくても出荷者登録は可能か。	可能。説明会の参加を要件にはしない。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
4		出荷者の紹介・推薦は可能か。	可能。紹介・推薦は是非お願いしたい。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
5		出荷者の登録の人数制限はあるか。	制限はない。出荷者登録者数は100人を当面の目標としている。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
6		登録申込書の口座番号は今は未記入でもよいのか。	事前の登録作業に必要であり、可能であれば事前に記入いただきたいが、登録作業直前までにお知らせいただくことで問題ない。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
7		事務所は町外、加工施設等が町内にある場合でも出荷可能か。	可能。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
8	登録手数料	登録手数料1,000円（町内在住者の場合）は、出荷者登録をする最初の1回だけ支払うものか。	最初の登録時1回のみ支払いである。 その他の年会費等の支払いはない。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
9		出荷者登録を解除した場合、登録手数料は返金されるのか。	返金されない。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
10		登録手数料以外に入会金はあるか。	入会金はない。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
11		町外在住だが、ほ場が町内にある場合の登録手数料は、現行規約案のとおり、10,000円となるのか。	現在の規約案を適用するとその通りだが、町内農林業の振興という点で考えると、ほ場が町内にある場合には1,000円で良いと考えている。 そのため、規約案の変更を検討する。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
12		上記の場合において、ほ場が町内にあることの証明書類の提出は必要か。	説明会では提出書類はないと回答したが、実際にほ場が町内にあることを確認するために書類は求めることとする。その書類については協議したい。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
13	販売手数料	販売手数料が商品種別で違うのはなぜか。	陳列期間や日又は週単位における出荷個数・販売個数の違いにより、差を設けている。 各手数料率は、道の駅や他産直施設を調査して設定している。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
14		ラベル代が1枚2円だが、自分が所有しているラベルプリンター等で独自に印刷・貼付することは可能か。	現状想定するシステムでは、レジと連動したラベルの貼付が必要であるため、商品1点あたりラベル代2円がかかる。	R6.12.9	コムラ醸造(株)

No	項目	質問事項	回答	初回回答日	回答者
15		廃棄手数料について、賞味・消費期限のものは1個でもその時期が到来したら廃棄手数料がかかるのか。	規約上は手数料を設けているが、積極的に徴収する方針ではない。棚から商品を撤去した際は連絡をして、可能な限り引き取りをお願いする。その上で、あまりにも対応いただけない場合には廃棄手数料をいただくこととなる。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
16	陳列・引取り時間	納入時間は原則8時から9時とあるが、産直が遠く移動に時間もかかるため、もっと早く、またはもっと遅く納入しても良いか。	想定営業時間が9時から18時であり、これに伴って納入時間を原則8時から9時としているが、確定しているものではないため、出荷者の意見を聞きつつ調整したい。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
17	販売価格	価格高騰の中、安くて良い物は消費者にとっては良いが、生産者にとって安いだけでは難しい面があると考えるので、価格設定について出荷者全体の協議は重要ではないか。	価格は出荷者が任意に設定可能としているが、出荷者の満足度は重要であるため、ご指摘の事項については協議を行いたい。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
18	納品及び陳列	農産物の陳列が出荷者ではなく種類別に陳列することだが、有機JAS取得の農産物などは、出荷者ごとに棚を設けるなどの対応はするのか。また、別途棚を設ける場合、追加料金はかかるのか。	有機JAS等オーガニック野菜の陳列は別途コーナーを作る予定である。コーナー内のお荷者別又は種類別かは未定である。なお、別途棚を設けても追加料金はいただかない。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
19		苗ものや花はどこに陳列するのか。	基本は屋内の産直売場内である。時期によっては軒下等屋外での陳列を検討している。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
20		工芸品・民芸品は、農産物の陳列（種類別）とは異なり、出荷者ごとの陳列との解釈で良いか。	工芸品等は様々な物があると思うが、コーナー内での陳列は、売場の雰囲気に合わせて陳列させていただく。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
21		工芸品・民芸品の陳列において独自のPOP等の作成を行い、PRすることは可能か。	売場の雰囲気に合わせた形であれば問題ない。そのため、POP作成は協議したい。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
22		1人あたりの出荷量（個数・重量）の制限はあるか。	出荷者の方の生産品目及び出荷量を取りまとめたうえで、各時期における品目ごとの棚割りも含めて、皆さんと協議したい。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
23		施設までの距離が遠いため、地区で納品に係る代理を立て、納品することは可能か。	現在、代理による納品等についても検討している状態であるが、他の意見も取り入れながら方法を策定していきたい。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
24		食品表示シールの印刷及び貼付は出荷者が行うのか。	出荷者に行っていただく。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
25		食品表示シールと産直のラベルシールの貼付が必要だが、小さい商品はシールだらけになるのではないか。	食品表示は法令により省略可能な場合があるが、産直のシールは売上管理等の関係上貼付が必要となる。商品ごとに適宜協議したい。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
26		自社農園のオリジナルラベルの貼付は可能か。	可能。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
27		開業後、品目追加の申し込みを行った場合、どれくらいで出荷可能となるか。	他の生産者の同一品目の出荷量等との調整が必要になるため、その時間は要する。出荷量調整後、システムに登録し出荷可能となるまで約1週間とお考えいただきたい。	R6.12.11	コムラ醸造(株) 五戸町

No	項目	質問事項	回答	初回回答日	回答者
28	品質管理	農薬の使用履歴について、使用していない無農薬栽培等はどうのように記載すべきか。	農薬使用履歴なしとして提出いただいてよい。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
29		有機JASや無農薬等をうたって販売する場合、有機JAS等であることの証明書等を必要とするか。	必要とする。 【回答追加】「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」では、不特定多数の消費者に販売される未加工の野菜・果実等に「無農薬」、「減農薬」と表示することを禁止している。本施設にてそういった表記をして販売する場合、当該ガイドラインに則っていただきたい。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
30	情報提供	11時と15時にメール配信を行うとの話だが、18時閉店であれば15時のメールは意味をなさないと考えるため、11時及びお昼過ぎ等に配信するのはどうか。	他施設を参考に配信時間等をお知らせしたが、確定ではない。ご指摘の内容を踏まえ、回数及び時間について協議を行いたい。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
31		2回メール配信により売上の連絡を行うとの説明だが、翌日の納品量の把握のために閉店時にも連絡を行っていただきたい。	ご指摘の内容について、回数及び時間等協議を行いたい。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
32	代金精算	振込手数料の関係上、振込口座に指定する金融機関によって、優遇措置等はあるか。	優遇措置等は未定。なお、どの金融機関を用いるかも未定である。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
33	撤去・引取り	売れ残った青果物は、翌日には必ず引き取らなければならないのか。	商品状態によるが1日だけの陳列にするという事ではない。商品の状態を適宜確認し、引取りに値すると思われる際には、連絡・相談の上で引き取りをお願いする。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
34		消費期限が到来した商品はどう処理するか。	翌日等に各自持ち帰りをお願いする。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
35		消費期限が到来する商品の値引き対応は行うか。	出荷者により値引きについて考え方が異なるため、全体又は個別に協議したい。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
36	出荷要件	仕入品の販売は認めるのか。	農産物の閑散期等仕入れが必要となる場合もあることから、仕入品も認めるが、町内産品が優先との原則は徹底する。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
37	提出書類等	P L 保険とは何か。	製造又は加工された動産に係るものであり、出荷登録者自らが掛ける保険である。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
38		農産物にも P L 保険をかけなければならないか。	P L 法で対象とされる製造物は「製造又は加工された動産」とされており、P L 保険は未加工の農林畜水産物は対象外である。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
39		加工品について栽培管理記録は必要か。	栽培管理記録の提出は農産物のみであり、加工品についてはその製造に必要な許可証等の提出をお願いする。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
40		「食品衛生法に基づく各種許可・届出証」とは何か。	保健所が発行するものである。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
41		惣菜等の出荷にあたっては保健所からの許可証写しが要提出とのことだが、法律も厳しくなっていることなどから、運営者自身でも惣菜等を作る各施設の現地確認をしてほしい。	許可書を確認するのはもちろんであるが、ご指摘の事項については検討させていただく。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
42		資料で示された栽培管理記録の記入が難しく感じる。	資料で示しているものはあくまでもひな形であるため、各自が現在使用している様式や簡易な様式でも差し支えない。	R6.12.12	コムラ醸造(株)

No	項目	質問事項	回答	初回回答日	回答者
43	その他	営業時間が午前9時から午後6時とのことだが、交通量を考慮すると午後6時以降も営業した方が良いと思う。	営業時間は検討中のものであり確定ではないため、今後出荷者の方々と協議したい。 また、夕方の集客のためにも午後の陳列量を充実させる必要があると考えている。	R6.12.10	コムラ醸造(株)
44		生産者組合を組織する考えはあるか。	現状、組織する予定はない。出荷者と運営者が協議する場を設けるが、生産者組合が必要となれば組織することはあり得る。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
45		運営者自身も商品を陳列することはあるか。	自社製品を陳列することもあり得る。	R6.12.9	コムラ醸造(株)
46		防災拠点として整備する予定はあるか。	防災倉庫の設置及び防災関係備蓄品の整備を予定している。 （備蓄の一拠点として、当該拠点からの物資輸送を検討中。）	R6.12.11	五戸町
47		ヘリポートは整備するのか。	ヘリポートは整備しない。また、場外離着陸場とすることが可能かどうかは防災部局等に確認の上、検討する。	R6.12.11	五戸町
48		飲食テナントにどのようなものが入るか具体的に決まっているか。	出店希望者からの連絡は来ているが、正式には決まっていない。	R6.12.11	コムラ醸造(株)
49		経営イメージは近隣のどの施設に近いか。	経営者（運営者）をコムラ醸造(株)として、出荷者と協議しながら運営するという点では、十和田市でJAが運営している「かだぁ〜れ」に近い。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
50		新郷村への周知は行っているか。	五戸町を最優先としていることから、現状、他市町村へは周知していない。なお、出荷登録の取りまとめ後、数量及び品目等が不足している場合には説明会等の開催を検討する。	R6.12.12	コムラ醸造(株)
51		農産物閑散期にどう対応するか。	出荷者に対して閑散期に合わせた栽培をお願いするが、一方で新たにハウスを整備する等は負担になるものと思われる。そのため、農産物の仕入も検討しつつ、イベント開催や売り出すメイン品目の調整等を行い、利用者にとっての魅力がでるように運営し、集客性を向上させたい。	R6.12.12	コムラ醸造(株)